

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
OKOH12B00260	0L9Z1A00013 0001		
品名 または 件名			
陸自クローズ系クラウドシステムへのAI実装に関する調査研究			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
市ヶ谷		陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	
搬入場所		納期または工期	
		令和3年3月31日(水)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 :

入札日時場所 : 令和2年8月25日(火) 10時00分 中央会計隊 入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金:免除 契約保証金:免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式:総品目総額 契約方式:一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書第4項の4.1.1従事者名簿等について、令和2年8月6日(木曜日)1500までに契約担当官に1部作成し、提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

- 「役務請負契約一般条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については
「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は平成31・32・33年度または令和01・02・03年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格」という。）を行うので、協力されたい。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
(FAX可)
- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
令和2年 8月 27日（木）16時00分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）
- ク その他の項目については別紙による。
- ケ 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第2班 清水（TEL:03-3268-3111 内線47567）
(FAX:03-5269-5135（直通）)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
陸自クローズ系クラウドシステムへのAI実装に関する調査研究	承認 年月日
	作成 令和2年7月21日
	変更 令和年月日
	作成部隊等名 陸上幕僚監部指揮通信システム ・情報部指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸自クローズ系クラウドシステムへのAI実装に関する調査研究（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1

陸自クローズ系クラウドシステム

秘匿性の高い情報等を大量に蓄積するとともに、検索、抽出及び処理を行うことにより、共通作戦状況図（Common Operational Picture（以下“COP”という。））を適時に提供し、指揮官の迅速かつ的確な状況判断などを支援するために使用するシステムをいう。

1.2.2

AI (Artificial Intelligence)

人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムをいう。

1.2.3

中央クラウド

防衛省・自衛隊として標準化が図られ、中央のシステムの仮想環境の動的運用を実現した状態をいう。

1.2.4

CCS

中央指揮システム（Central Command System）をいう。

1.2.5

DII

防衛情報通信基盤（Defense Information Infrastructure）のことをいい、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量の通信ネットワークの総称をいう。

1.2.6

陸自クローズ系クラウド基盤

仮想化技術などにより、陸自指揮システム、指揮所訓練統裁支援システム、戦術教育システム、システム運用教育用システム、弾薬類システム、飛行管理システム、運用解析装置がそれぞれ提供して

いた機能を整理・統合して、サービスとして提供できるシステム基盤をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

a) 規格

J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

b) 仕様書

D S P Z 9 0 0 8 品質管理等共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

H S - X 1 9 2 6 4 0 陸自クローズ系クラウド基盤の設計

J S O - 1 1 - 6 0 2 8 C O E 共通仕様書

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防衛調第 4608 号(19. 4. 27)]

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

[装管調第 68 号(1. 5. 7)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

G S - C 9 0 5 4 6 3 師団等指揮システム模擬装置等借上

G S - C 9 0 5 5 3 4 駐屯地等情報基盤装置

G S - C 9 0 5 7 0 5 陸自情報支援システム借上

G S - C 9 0 5 8 3 9 飛行管理業務処理装置借上

G S - C 9 0 5 8 4 1 陸自指揮システム構成品借上（東北方面隊）

G S - C 9 0 5 8 4 2 陸自電算機防護システム借上

G S - C 9 0 5 9 7 0 戰術・システム教育用システム借上

G S - C 9 0 5 9 8 4 陸自指揮システム構成品借上（中部方面隊）

G S - C 9 0 5 9 8 9 指揮所訓練支援センターシステム借上（東部方面隊）

G S - C 9 0 6 0 2 1 運用解析装置借上

G S - C 9 0 6 0 7 2 陸幕システム構成品借上

G S - C 9 0 6 0 8 7 指揮所訓練支援センターシステム借上（西部方面隊）

G S - C 9 0 6 1 4 2 地理情報システム借上

G S - C 9 0 6 1 4 9 陸自指揮システム構成品借上（北部方面隊）

G S - C 9 0 6 1 5 1 陸自指揮システム構成品借上（東部方面隊）

G S - C 9 0 6 1 9 6 陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上

G S - C 9 0 6 2 0 6 陸自指揮システム構成品借上（西部方面隊）

(28換装)

G S - C 9 0 6 2 2 3 指揮所訓練支援センターシステム借上（北部方面隊）

G S - C 9 0 6 2 2 4 指揮所訓練支援センターシステム借上（東北部方面隊）

G S - C 9 0 6 2 2 5	指揮所訓練支援センターシステム借上（中部方面隊）
G S - C 9 0 6 2 6 3	陸自網管理装置
G S - C 9 0 6 2 6 9	陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上（その 2）
G S - C 9 0 6 2 8 4	弾薬類システム借上
G S - C 9 0 6 3 0 1	システム教育用システム借上
G S - C 9 0 6 3 9 0	陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境）
G S - C 9 0 6 4 0 8	陸自クローズ系クラウド基盤借上
G S - C 9 0 6 4 3 3	陸自クローズ系クラウド基盤借上（増設）
H S - X 1 6 2 5 9 2	陸自指揮システム用ソフトウェア（平成 27 年度改修 （その 2））
H S - X 1 6 2 6 2 1	陸自指揮システム用ソフトウェアの改修（平成 28 年度 （その 3））
H S - X 1 9 2 6 5 7	陸自指揮システム用ソフトウェアの改修（平成 30 年度 （その 1））
H S - X 1 9 2 6 9 1	指揮統制サービスソフトウェアの改修（平成 31 年（そ の 1））
H S - X 5 0 7 9 8 9	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレ ーション役務
J S O - 0 4 - 0 0 0 5 0	防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上
J S O - 0 8 - 0 0 0 4 3	中央指揮システム換装（その 1）
J S O - 0 9 - 0 0 0 5 2	中央指揮システム換装（その 2）
J S O - 1 1 - 6 0 3 3	防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上 （その 2）
J S O - 1 1 - 6 0 7 3	防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上 （その 4）
J S O - 1 2 - 6 0 1 0	防衛省情報通信基盤（D I I）の設計（平成 24 年度 （その 1））
J S O - 1 2 - 6 0 1 1	防衛省情報通信基盤（D I I）の設計（平成 24 年度 （その 2））
J S O - 1 3 - 6 0 1 5	防衛省情報通信基盤（D I I）の設計（平成 25 年度）
J S O - 1 3 - 6 0 2 3	中央指揮システムの換装
J S O - 1 4 - 6 0 1 6	防衛省情報通信基盤（D I I）の設計（平成 26 年度） （収容設計）
J S O - 1 5 - 6 0 2 4	防衛省情報通信基盤（D I I）の設計（平成 27 年度） （収容設計）
J S O - 1 6 - 6 0 0 7	コンピュータ・システム共通運用基盤（C O E）の部品 の拡充（その 1）
J S O - 1 6 - 6 0 1 6	防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上 （その 3）
M K P - J - 7 0 5 0 1	海上自衛隊指揮統制・共通基盤用システム器材借上 （借上）

b) 法令等

秘密保全に関する訓令 [平成19年防衛省訓令第36号]

政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

[各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（26.12.3）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[防経装第9246号(21.7.31)]

陸自クローズ家クラウド基盤要件定義

陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書（令和2年度版）

陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書（令和2年度版）

陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書（令和2年度版）

陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書（令和2年度版）

陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書（令和2年度版）

1.4 附属書

附属書A 報告会実施要領

2 役務に関する要求

2.1 全般状況

本役務は、DSP-Z 9008などを基準とし、将来の陸自クローズ系クラウドシステムと連携し自動処理などの機能を担うAI技術について検討し、陸自クローズ系クラウドシステムへのAI機能の実装に資することを目的とする。

2.2 本役務の背景等

2.2.1 背景

防衛省・自衛隊では、平成26年9月以降、統幕において将来の統合C4構想について検討するための統合C4先進（最適）戦力化検討PJを発足し、シームレスな情報共有・指揮統制、実効性あるサイバー攻撃対処及びシステム関連経費の提言への取り組みを推進してきた。また、他省庁、民間企業及び米軍なども積極的に採用しているクラウド技術について指揮通信システムにおいても活用が始まっている。

防衛省・自衛隊が目指すクラウドでは、中央クラウド（31中期）への統合可能な情報システムを統合し、その後、防衛省・自衛隊クラウド（仮称）へ段階的に統合するものとし、CCS、DII（クローズ・オープン）の換装時期と整合を図り、さらなる統合に向けて取り組んでいる。

2.2.2 経緯

従来の陸上自衛隊では、固有のサーバごとに情報を管理しているため、利用可能な情報源が限定的であるとともに、情報の検索・抽出機能の整備が十分ではなかった。また、重複する敵情報の同一化機能および敵撃破情報の評価・判定を自動で実施するための機能のさらなる整備が必要であるとともに、これらの機能を活用するためのサーバの処理速度などのシステム資源に制限があり、有効な情報の活用には制約があった。

これらを踏まえて、平成28年7月以降のクローズ系システムの整理統合支援役務（調査研究）を経て、令和元年度末から陸自クローズ系クラウドシステムの運用を開始し、令和4年度末へ向け各種固定系システムのクローズ系システムへの移行を推し進めているところである。

2.2.3 AIの技術進展にかかる現状認識

AI技術は、1950年のアラン・チューリングによるチューリングテストの提唱以降、勃興を繰

り返しながら科学技術の発展とともに着実に進化を遂げている。

A I 技術は2012年のALEX-NETの発表により飛躍的な進化を遂げ、画像識別の領域においては、ヒトの認知精度を超えると言われるまでの技術の発展を遂げており、第3世代A Iとも称される深層学習機能は、逐次に実用化が進んでいる。なかでも、『認識』の研究分野におけるA I機能は、CNN・RNNの開発、実装に必要なMLライブラリの公開により、十分に実用に足る域まで到達していると言え、速やかに陸上自衛隊の情報システムに実装する事によって単一の特化型A Iによる情報処理から特化型A Iの組み合わせによるヒトの知的活動における意思決定支援まで、A Iの恩恵を得られる業務が多数存在するものと考えられる。

2.3 本任務の内容

2.3.1 一般的な要求事項

陸上自衛隊が運用する陸自クローズ系クラウドシステムへA I技術を実装するにあたり、諸外国の軍事や国内外で採用されている民間のA I技術の活用事例及び適用状況に関する調査研究を行い、陸上自衛隊が導入すべきA I技術の分析・検討結果を踏まえて、陸自クローズ系クラウドシステム基盤上のA Iサービスに係る要件定義に資することを目的とするとともに、軍事・民間におけるA I育成環境・維持体制の動向調査結果を踏まえて、データアナリスト・サイエンティストの育成要領に資することを目的とする。

なお、部隊運用及び作戦・戦闘間の意思決定に係る業務フロー等諸情報については、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、“指揮通信システム課”という。）との調整による。

2.3.2 調査研究の対象範囲とするA I技術

本任務において調査研究を行うA I技術は、既に商用化が実現している特化型A Iに加え、現在研究段階にあるヒトの思考を模倣し陸上自衛隊としての意思決定を支援し得るA Iも研究範囲に含めるとともに、軍事における活用のみならず民間における活用事例も調査範囲とする。

2.3.3 現状の把握

現状の把握は、次による。

- 陸上自衛隊の情報収集、分析、意思決定過程の現状把握：陸上自衛隊の行動に際し既知・未知の情報を含む情報収集から、当該情報の分析を経て意思決定に至るまでの知的活動全般の業務フローを把握し、各結節において必要となる情報の要素を導出するものとする。
- 課題の導出：a)において明らかとした情報要素に基づく人為的作業が、意思決定に至るまでの知的活動全体に及ぼす時間的・業務量的な課題を導出するものとする。

なお、本課題の導出にあたっては、じ後の検証時において活用し得るよう努めて定性的・定量的な係数を設定して分析・導出するものとする。

2.3.4 業務処理におけるA I適用事例の動向調査

業務処理におけるA I適用事例の動向調査は、次による。

- 2.3.3の課題の解決をA Iにより達成している諸外国軍隊のA I適用状況の動向を調査するとともに、民間企業において生産性の向上、顧客ニーズの迅速な達成のためのコンテンツ・商品の創造等を目的として取り入れているA I技術について調査するものとする。
- A I適用事例の動向調査にあたっては、A I技術のみならず諸外国軍及び民間におけるA Iの育成環境・維持体制の動向調査に加え膨大なデータを適正にクレンジングし、A Iに有用なデータとするデータサイエンティストの育成要領について調査するものとする。

2.3.5 陸上自衛隊が導入・実装するべきA I技術の提言

陸上自衛隊が導入・実装するべき A I 技術の提言は、次による。

- a) 2.3.3 の現状把握結果及び 2.3.4 で調査した結果を踏まえ、陸上自衛隊が導入・実装するべき A I 技術を提言する。
- b) A I 技術の提言にあたっては、A I が単独で提供する分析結果及び令和 5 年度末までに陸自クローズ系クラウドシステム上に構築される各種サービスが、その分析結果をサービス内で利用する事を想定し、研究分野・要素技術を体系的に整理した後に区分して提言を行うものとする。
- c) 技術の成熟度から、令和 5 年度末を目途とした当面の実装と、令和 10 年度末までを範囲とした将来の実装に区分し、定性的・定量的な効果を試算した上で提言を実施するものとする。
- d) 提言にあたっては、アノテーションの業務量を考慮し、教師あり学習、教師なし学習及び強化学習に区分して提言するとともに、既存資産、組織を活用した効率的なアノテーションの要領について提言するものとする。

2.3.6 実現要領の検討

実現要領の検討は、次による。

- a) 実現要領にかかる考慮事項：日進月歩の A I 技術を陸自クローズ系クラウドシステムに適用するにあたっては、軽易に機能の更新、拡張が可能となるよう陸自クローズ系クラウド基盤上に整備することなく、陸自クローズ系クラウドシステムと分離しハードウェア・ソフトウェアで連携することで、陸自クローズ系クラウドシステム利用者に A I の恩恵を享受させ得るアーキテクチャを基本として検討するものとする。

なお、陸自クローズ系クラウドシステム上に整備する事が費用対効果上、将来の機能拡張上有利である場合は定性的・定量的な理由を添えて提言するものとする。

- b) ハードウェア構成の検討：2.3.5において導出した A I 技術について、陸自クローズ系クラウドシステムが求める各種ポリシー及び同クラウドシステム基盤が提供する各種共通機能を考慮した上で、A I 機能を実現するハードウェア構成を検討するものとする。
- c) ソフトウェアの検討：実現要領の検討に当たっては、陸自クローズ系クラウドシステム基盤で整備・提供を行っているソフトウェアを活用するものとし、それに依ることのできない場合は、努めてオープンソースの活用を主体として検討するものとする。

なお、別途ライセンスを必要とするソフトウェアを採用せざるを得ない場合は、ライフサイクルコスト及び投資対効果について検討するものとする。

- d) 機能配分の検討：陸自クローズ系クラウドシステム基盤と A I 基盤との機能配分について、検討するものとする。

2.3.7 実現に向けた実施事項

陸自クローズ系クラウドシステムへの A I 技術適用を実現するハードウェア及びソフトウェアに求める機能要件及び非機能要件を明らかにし、費用の効率化について検討して提言をまとめるものとする。

2.3.8 人材育成要領にかかる付言

2.3.4.a) で調査した結果を踏まえ、陸上自衛隊の編成及び各部部隊等の任務を考慮し、陸上自衛隊内又は外部への委託による段階的なデータサイエンティストの育成要領について付言するものとする。

2.4 役務実施場所

役務実施場所は、次による。

なお、細部は、指揮通信システム課との調整による。

- a) 官側が許可した契約相手方の事務所等

- b) 官側が指定した自衛隊施設等

2.5 実施期間

本任務を実施する期間は、契約締結日～令和3年3月31日とする。

2.6 報告会の実施

契約の相手方は、各報告書の提出時期にあわせて報告会を実施し、指揮通信システム課に各報告書の内容を説明するものとする。

なお、報告会の実施要領は、**附属書A**による。

2.7 調整会同の実施

契約の相手方は、中間報告書の提出までの間、2週に1回を基準として調整会同を実施し、調査・分析の実施状況を報告するものとする。また、懸案事項などについては、指揮通信システム課と調整を行うものとする。

なお、中間報告書提出以降の実施時期については、指揮通信システム課との調整による。

2.8 その他の要求

中間報告以降の調査・分析の深化により中間報告内容と相違が出る場合は、その都度、指揮通信システム課と調整の上、調査・研究内容に修正を加えるものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 組織に関する要求

組織に関する要求は、次による。

なお、“防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）”の第4項（1）の従事者名簿及び該当する場合は（2）、（3）、（4）を公告日の10日後までに1部作成し、担当官に提出するものとする。

- a) 日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有するものとする。
- b) 防衛省における指揮通信システムの構築とプロジェクト管理、又はシステムインテグレーション実績を有するものとする。

4.1.2 従事者に関する要求

従事者に関する要求は、次による。

- a) 本調査研究の責任者は、次のいずれかの条件を満たさなければならない。
 - 1) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（P M）試験の合格者とする。また、日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有する者とする。
 - 2) 米国プロジェクトマネジメント協会のPMP（Project Management Professional）資格を有する者とする。
- b) AIを用いた業務最適化に係る調査・分析・改善提案等の業務に従事した経験を有する者とする。

4.2 提出書類等

提出書類等は、表1により、細部は、指揮通信システム課との調整による。

なお、提出書類等は、指揮通信システム課の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1-提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業従事者名簿	電子記憶媒体	1式	契約締結後、速やかに	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2	実施計画書	電子記憶媒体	1式		
3	中間報告書	電子記憶媒体	1式		
4	成果報告書	電子記憶媒体	1式		

注記1 中間報告書は、2.3.1～2.3.3に関する調査・分析結果を基準とする。

注記2 成果報告書は、2.3.1～2.3.8に関する調査・分析結果とする。

注記3 電子記憶媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式及びPDF形式とする。

4.3 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- c) 契約の相手方が第三者を従事させる場合の届出は、図1による。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、表2によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、表2の貸付文書が必要な場合は、指揮通信システム課との調整による。

表2-無償貸付品

番号	名 称	数量	貸付時期	返却時期
1	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書	各1部	契約締結後、速やかに	役務完了後、速やかに
2	陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書			
3	陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書			
4	陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書			
5	陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書			

4.5 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- c) その他、担当間等が必要と認めた事項

4.6 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.7 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

附属書A
(規定)
報告会実施要領

A. 1 適用範囲

本調査研究における報告会の実施要領について規定する。

A. 2 目的

契約の相手方は、仕様書に基づき作成する本調査研究の実施計画書、中間報告書及び調査研究結果報告書の説明を行い、その内容を官側が確認する。

A. 3 報告会の実施要領等

A. 3. 1 報告会の構成

報告会主任、報告会主任補佐及び報告委員会をもって構成する。

- a) 報告会主任は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長とする。
- b) 報告会主任補佐は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課班長とする。
- c) 報告会委員は、報告会主任が氏名した者とする。

A. 3. 2 所掌事項

- a) 報告会主任は、本要領に基づく報告会を総括する。
- b) 報告会主任補佐は、報告会主任を補佐し、報告項目について報告会の実施を担任する。
- c) 報告委員は、報告会主任補佐の指示に従い報告会を実施する。

A. 3. 3 実施時期

実施計画の報告会は、契約締結後、速やかに開催するものとする。

なお、中間報告会及び調査研究結果報告会は、実施計画によるものとし、細部は、指揮通信システム課との調整による。

A. 3. 4 開催場所

市ヶ谷地区内（基準）

A. 4 報告要領

- a) 契約の相手方が、実施計画書をもって行うものとする。
- b) 契約の相手方が、中間報告書をもって行うものとする。
- c) 契約の相手方が、成果報告書をもって行うものとする。

A. 5 報告要領

- a) 報告会において指摘事項等が発生した場合、契約の相手方は、指摘事項等に基づき所要の措置を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、議事録を調達要求元に提出するものとする。

(第三者を従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させることは、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第3者を従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1—第三者を従事させる場合等の届出

入札書 見積書

調達要求番号	0L9Z1A00013	契約実施計画番号	OKOH12B00260
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
陸自クローズ系クラウドシステムへのAI実装に関する調査研究	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
計					
納入場所	市ヶ谷	納期	令和3年3月31日		
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所

会社名

代表者名

印

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署のうえお届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

印

受任者

印